



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目次

○ 告示

- 743 生活保護法による指定医療機関の廃止
(福祉保健総務課)
- 744 " (")
- 745 " (")
- 746 生活保護法による指定医療機関の休止
(")
- 747 生活保護法による指定医療機関の変更
(")
- 748 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更
(障害福祉課)
- 749 救急病院の認定 (医務課)
- 750 海岸保全区域の指定 (港湾空港振興課)
- 751 昭和38年和歌山県告示第323号(海岸法第3条第1項の規定に基づく海岸保全区域の指定)の一部改正
(")
- 752 " (")
- 753 " (")
- 754 随意契約の相手方の決定 (警察本部)

○ 監査公表

監査公表第21号

○ 諸報

入札公告 (公立大学法人和歌山県立医科大学)

告 示

和歌山県告示第743号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年6月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有市医 23-56	成川産婦人科	有田市箕島805の2	平成 7.7.31
有市医 5-36	中村内科医院	有田市箕島657-3	平成 9.7.1

和歌山県告示第744号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により

指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年6月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有市薬 5-63	佐原薬局	有田市箕島20-1	平成 14.8.31

和歌山県告示第745号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年6月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
新医 9-30	新宮市国民健康保険直営高田診療所	新宮市高田1801番地の1	平成 21.3.31
那医 45-25	松田医院	紀の川市名手西野158-1	平成 21.3.31

和歌山県告示第746号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年6月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
海南医 36-49	重根医院	海南市大野中454番地2	平成 19.1.12

和歌山県告示第747号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関の変更について届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年6月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	変更事項 (名称)		所在地	変更年月日
	旧	新		
海南医 27-38	坂本外科医院	坂本医院	海南市日方10 14-11	平成 10.3.1
海南医 57-59	医療法人天竹 会 竹中整形 外科	医療法人天竹 会 竹中整形 外科・内科	海南市重根1 1-1	平成 20.5.1
有市医 35-5	生馬小児科医 院	生馬医院	有田市宮原町 新町40	平成 10.10.8

和歌山県告示第748号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）において、同法第64条の規定により次のとおり変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成21年6月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
オージェイドラッグ打田薬局	紀の川市打田1363	医療機関名称	オージョイフル打田薬局	オージェイドラッグ打田薬局	平成 21.5.1

和歌山県告示第749号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成21年6月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 名称 医療法人稲穂会 稲穂会病院
- 所在地 紀の川市粉河756-3
- 有効期限 平成24年5月31日

和歌山県告示第750号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定し、昭和40年和歌山県告示第57号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。

平成21年6月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 海岸の名称
和歌山県紀州灘沿岸小浦漁港海岸小浦地区海岸
- 指定場所
和歌山県日高郡日高町小浦地先
- 点の位置
 - 北緯33度55分30秒8647 東経135度04分21秒6760の地点
 - 北緯33度55分34秒1831 東経135度04分22秒0238の地点
 - 北緯33度55分36秒7869 東経135度04分22秒7312の地点
 - 北緯33度55分39秒3975 東経135度04分25秒2107の地点
 - 北緯33度55分40秒7207 東経135度04分27秒2958の地点
 - 北緯33度55分41秒2520 東経135度04分27秒8958の地点
 - 北緯33度55分41秒4822 東経135度04分28秒7841の地点
 - 北緯33度55分41秒7099 東経135度04分31秒0089の地点
 - 北緯33度55分41秒5979 東経135度04分31秒1594の地点
 - 北緯33度55分41秒6285 東経135度04分31秒9413の地

点

- 北緯33度55分41秒5345 東経135度04分33秒1852の地点
- 北緯33度55分41秒4005 東経135度04分34秒1589の地点
- 北緯33度55分41秒2456 東経135度04分34秒4812の地点
- 北緯33度55分40秒6568 東経135度04分37秒2555の地点
- 北緯33度55分40秒2831 東経135度04分37秒9293の地点
- 北緯33度55分40秒4684 東経135度04分38秒6673の地点
- 北緯33度55分40秒0349 東経135度04分38秒9976の地点
- 北緯33度55分39秒6299 東経135度04分38秒7738の地点
- 北緯33度55分37秒9087 東経135度04分39秒9282の地点
- 北緯33度55分36秒5205 東経135度04分40秒3384の地点
- 北緯33度55分36秒0571 東経135度04分37秒4102の地点
- 北緯33度55分38秒7641 東経135度04分36秒1445の地点
- 北緯33度55分40秒0180 東経135度04分30秒8639の地点
- 北緯33度55分36秒2965 東経135度04分26秒4716の地点
- 北緯33度55分31秒2639 東経135度04分24秒2622の地点

4 指定区域
1から25までの各点を順次結んだ線及び25と1の点を結んだ線により囲まれた地域

和歌山県告示第751号

昭和38年和歌山県告示第323号（海岸法第3条第1項の規定に基づく海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第3項を次のように改める。

3 津久野漁港海岸

(1) 海岸の名称

和歌山県紀州灘沿岸津久野漁港海岸津久野地区海岸

(2) 指定場所

和歌山県日高郡日高町津久野地先

(3) 点の位置

- 1 北緯33度55分29秒3024 東経135度04分46秒3630の地点
- 2 北緯33度55分28秒8037 東経135度04分46秒6808の地点
- 3 北緯33度55分28秒3099 東経135度04分46秒8160の地点
- 4 北緯33度55分28秒2061 東経135度04分46秒9093の地点
- 5 北緯33度55分28秒1019 東経135度04分47秒1064の地点
- 6 北緯33度55分27秒5886 東経135度04分47秒1534の地点
- 7 北緯33度55分27秒0381 東経135度04分47秒1171の地点
- 8 北緯33度55分26秒3977 東経135度04分46秒9922の地点
- 9 北緯33度55分25秒8344 東経135度04分46秒8516の地点
- 10 北緯33度55分25秒3222 東経135度04分46秒5191の地点
- 11 北緯33度55分24秒9914 東経135度04分46秒2609の地点
- 12 北緯33度55分24秒7514 東経135度04分46秒1440の地点
- 13 北緯33度55分24秒2124 東経135度04分45秒7335の地点
- 14 北緯33度55分23秒6082 東経135度04分45秒0936の地点
- 15 北緯33度55分23秒7089 東経135度04分44秒8573の地点

- 16 北緯33度55分23秒5708 東経135度04分43秒9569の地点
- 17 北緯33度55分23秒5294 東経135度04分43秒3986の地点
- 18 北緯33度55分23秒5001 東経135度04分42秒1123の地点
- 19 北緯33度55分23秒4951 東経135度04分40秒5141の地点
- 20 北緯33度55分22秒8732 東経135度04分39秒6671の地点
- 21 北緯33度55分23秒0199 東経135度04分39秒4142の地点
- 22 北緯33度55分24秒8026 東経135度04分41秒6823の地点
- 23 北緯33度55分24秒6757 東経135度04分44秒1502の地点
- 24 北緯33度55分27秒1906 東経135度04分45秒9535の地点
- 25 北緯33度55分28秒9071 東経135度04分45秒4450の地点

(4) 指定区域

1から25までの各点を順次結んだ線及び25と1の点を結んだ線により囲まれた地域

和歌山県告示第752号

昭和38年和歌山県告示第323号（海岸法第3条第1項の規定に基づく海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第4項を次のように改める。

4 田杭漁港海岸

(1) 海岸の名称

和歌山県紀州灘沿岸田杭漁港海岸田杭地区海岸

(2) 指定場所

和歌山県日高郡日高町阿尾地先

(3) 点の位置

- 1 北緯33度53分30秒6455 東経135度03分50秒5926の地点
- 2 北緯33度53分32秒3093 東経135度03分52秒8449の地点
- 3 北緯33度53分34秒0802 東経135度03分53秒3518の地点
- 4 北緯33度53分34秒9380 東経135度03分52秒3573の地点
- 5 北緯33度53分35秒7175 東経135度03分53秒3780の地点

- 6 北緯33度53分35秒0933 東経135度03分54秒2645の地点
- 7 北緯33度53分35秒1742 東経135度03分54秒6658の地点
- 8 北緯33度53分34秒4268 東経135度03分54秒9855の地点
- 9 北緯33度53分34秒2711 東経135度03分54秒7802の地点
- 10 北緯33度53分30秒5653 東経135度03分53秒9120の地点
- 11 北緯33度53分30秒6816 東経135度03分53秒5141の地点
- 12 北緯33度53分30秒0213 東経135度03分52秒4761の地点
- 13 北緯33度53分29秒7305 東経135度03分50秒9137の地点

(4) 指定区域

1から13までの各点を順次結んだ線及び13と1の点を結んだ線により囲まれた地域

和歌山県告示第753号

昭和38年和歌山県告示第323号(海岸法第3条第1項の規定に基づく海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成21年6月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第5項を次のように改める。

5 比井漁港海岸

(1) 海岸の名称

和歌山県紀州灘沿岸比井漁港海岸比井地区海岸

(2) 指定場所

和歌山県日高郡日高町比井地先

(3) 点の位置

- 1 北緯33度55分05秒3972 東経135度04分46秒4809の地点
- 2 北緯33度55分07秒0110 東経135度04分47秒9953の地点
- 3 北緯33度55分07秒7940 東経135度04分48秒8587の地点
- 4 北緯33度55分08秒1864 東経135度04分47秒8993の地点
- 5 北緯33度55分09秒4448 東経135度04分48秒3325の地点
- 6 北緯33度55分09秒5628 東経135度04分48秒7015の地点
- 7 北緯33度55分09秒9065 東経135度04分49秒2090の地点

- 8 北緯33度55分10秒0076 東経135度04分49秒1193の地点
- 9 北緯33度55分11秒3941 東経135度04分51秒4718の地点
- 10 北緯33度55分11秒5757 東経135度04分51秒3747の地点
- 11 北緯33度55分11秒7858 東経135度04分51秒9189の地点
- 12 北緯33度55分10秒2829 東経135度04分54秒9435の地点
- 13 北緯33度55分10秒7528 東経135度04分55秒3122の地点
- 14 北緯33度55分10秒4707 東経135度04分55秒8492の地点
- 15 北緯33度55分10秒0134 東経135度04分55秒4675の地点
- 16 北緯33度55分09秒0782 東経135度04分57秒2965の地点
- 17 北緯33度55分06秒3158 東経135度04分57秒9706の地点
- 18 北緯33度55分02秒8678 東経135度04分59秒7559の地点
- 19 北緯33度55分01秒7696 東経135度04分59秒7314の地点
- 20 北緯33度55分00秒5759 東経135度04分59秒3458の地点
- 21 北緯33度55分00秒1500 東経135度04分58秒5067の地点
- 22 北緯33度54分59秒3148 東経135度04分57秒8127の地点
- 23 北緯33度55分00秒0367 東経135度04分56秒5792の地点
- 24 北緯33度55分02秒3199 東経135度04分58秒1340の地点
- 25 北緯33度55分08秒6952 東経135度04分55秒5642の地点
- 26 北緯33度55分10秒6283 東経135度04分51秒9162の地点
- 27 北緯33度55分04秒5255 東経135度04分48秒2227の地点

(4) 指定区域

1から27までの各点を順次結んだ線及び27と1の点を結んだ線により囲まれた地域

和歌山県告示第754号

IC運転免許証作成用消耗品の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役

務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年6月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

(1) カード基体 300枚×3入（一般）	119箱
(2) カード基体 300枚×3入（優良）	87箱
(3) カード基体 300枚×3入（新規）	21箱
(4) IC化用リボンセット（2,000枚×1入×7種）	102箱
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社DNPアイディシステム
東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額

(1) カード基体 300枚×3入（一般）	
1箱当たり	549,045円
(2) カード基体 300枚×3入（優良）	
1箱当たり	549,045円
(3) カード基体 300枚×3入（新規）	
1箱当たり	549,045円
(4) IC化用リボンセット（2000枚×1入×7種）	
1箱当たり	147,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第21号

平成21年3月17日付け監査報告第27号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年6月5日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 花 田 健 吉
和歌山県監査委員 原 日 出 夫

- 1 和歌山県子ども・障害者相談センター

- (1) 監査実施年月日 平成21年1月30日

- (2) 監査の結果

平成19年度末における児童福祉施設負担金の収入未済額は、消滅時効が完成した債権に係る不納欠損処分等を行った結果、約2,165万円となり、前年度に比し約650万円の減少となっている。

平成18年10月から、障害者自立支援法成立に伴い児童福祉法が改正されたことにより、利用者と利用施設とが契約を締結する制度が導入され、子ども・障害者相談センターにおける児童福祉施設入所負担金の調定額は減少しているが、依然として多額の未収金が残っている。

今後も、障害福祉課等と債権管理の方策について十分協議を進め、一層の効率的な債権管理に努めるとともに、戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図りたい。

- (3) 監査の結果に基づき講じた措置

児童福祉施設負担金の未収金整理については、新規未収金の発生防止に重点を置いて取り組んでいる現状である。新たに未収金が発生した場合には、直ちに家庭訪問等を行い、制度の理解を求めるとともに、納期限内納付を督促するなど、納入義務者との意思疎通を図りながら未収状態が常態化しないよう個別に具体的に取組を行っている状況である。

また、過年度分滞納者については、①分納中で完納が見込めるケース、②転居先不明等により回収が困難なケース、③分納中であるが、完納に覚えないケース等に仕分を行い、個別的な事情とも照らし合わせながら訪問徴収等により未収金の整理及び縮減に当たっているといるところである。

具体的には、平成19年度で15名、6,257,700円の不納欠損処分を行った他、過年度分滞納者を20名削減させたところである。

また、平成20年度では、大口滞納者案件1件について、預金の差押えを行ったことなどもあり、平成20年12月末現在で既に昨年度の過年度分徴収決算額を超えた状況である。

さらに、過年度分滞納者77名のうち9名について完納させたところである。今後とも引き続き、徴収事務の一層の強化を図り、粘り強い戸別訪問や電話督促等を行うとともに、不納欠損処理の可能なものについては、不納欠損処分を行い、未収金の縮減に努める。

- 2 和歌山県公営競技事務所

- (1) 監査実施年月日 平成21年1月30日

- (2) 監査の結果

平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金について、平成19年度末における未収額は約2億円となっている。

引き続き未納者の収入状況等を十分把握の上、返還額の増額を図るなど、債権管理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

債務者については、資産もなく、収入を得るための手段についても、依然として厳しい状況にあり、早期完済は大変困難であると考えられるが、少額ではありながら、返済を行っている現況であり、県としても、従前より行っている返済指導を継続して実施するとともに、消滅時効とならないように債権管理をしていく。

3 和歌山下津港湾事務所

(1) 監査実施年月日 平成21年1月30日

(2) 監査の結果

港湾施設使用料等の未収金については、平成19年度末で約3,411万円となり、前年度に比し約861万円も増加している。

滞納者については、施設の使用停止、許可の取消し等の法的措置を講じる等、未収金の減少に一層努力されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

滞納者のうち、1社で98件16,855,625円(63%)(現年度47件7,591,187円、過年度51件9,264,438円)滞納している者があり、その者に対しては使用料の納付を再三督促したにもかかわらず納付の意志がみられないことから、平成20年10月29日付けで港湾施設等の使用許可の取消し、原状回復の上、返還及び未納使用料の一括納付を内容とする命令を行ったが履行されなかったため、訴訟の提起(港湾施設の不法使用状態の解消、滞納使用料の徴収及び不法使用に係る損害賠償)を行う。

また、その他の滞納者に対しても、電話催告及び隣戸訪問等を行い交渉記録を作成しながら徹底管理の上、適正に未収金の縮減に取り組んでいく。

なお、納付義務者の死亡、行方不明、法人解散、自己破産等で収入を見込めない案件については、内容調査の上精査し、執行停止、不納欠損等の処理を進めていく。

また、悪質滞納者については、和歌山県港湾施設管理条例(昭和31年和歌山県条例第38号)第7条の規定に基づく監督処分を行い、施設の使用を停止し、許可を取り消し、原状回復その他必要な処置を命ずるための手続に移行する。その上改善が見られない場合は、法的根拠による滞納整理処分も視野に入れて取り組む。

4 財団法人わかやま産業振興財団

(1) 監査実施年月日 平成21年1月30日

(2) 監査の結果

設備貸与資金の未償還金については、平成19年度末で約2億4,580万円となり、前年度末に比し約241万円減少したが、依然として多額である。

今後も引き続き、各企業の経営状況の把握に努め、債

権管理に取り組まれたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

設備貸与資金の未償還金については、なお多額の未収金が存在するので、債権管理状況について密接に連携を取りながら、財団の最重点課題として今後ともその回収等に積極的に取り組むとともに、新たな未収金を発生させる事の無いよう指導しているところである。

諸 報

入 札 公 告

和歌山県立医科大学附属病院医療情報システムについて、次のとおり一般競争入札を行うので、公告する。

平成21年6月5日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長
南 條 輝志男

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成21年度

(2) 委託業務の名称及び数量

和歌山県立医科大学附属病院医療情報システム 一式

(3) 委託業務の仕様等

仕様書による。

(4) 委託業務の場所

和歌山市紀三井寺811番地1
和歌山県立医科大学附属病院
和歌山県伊都郡かつらぎ町妙寺219
和歌山県立医科大学附属病院紀北分院

(5) 業務の履行期限

和歌山県立医科大学附属病院
平成22年3月31日まで(システム構築の期限)
平成27年4月30日まで(システム運用及び保守作業の期限)
和歌山県立医科大学附属病院紀北分院
・医事会計システム
平成21年10月31日まで(システム構築の期限)
平成27年8月31日まで(システム運用及び保守作業の期限)
・医事会計システム以外
平成22年7月31日まで(システム構築の期限)
平成27年8月31日まで(システム運用及び保守作業の期限)

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成21年6月5日(金)現在において、次の要件を満たしている者であって、12の(5)に定める資格審査委員会において、この一般競争入札に付する業務を履行する能力があると

認められたものとする。

ア 公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程（平成18年和医大規程第22号）第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをしていない者又は再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 和歌山県が行う一般競争入札に関する入札参加資格停止を受けていない者であること。

オ 次の税金を完納していること。

（ア）消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県の区域内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県税（全税目）

カ 平成21年6月5日（金）から過去5か年において、400床以上の大学附属病院での電子カルテシステムの受注実績を有すること。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

3 契約条項を示す場所及び日時

（1）場所

和歌山市紀三井寺811番地1

和歌山県立医科大学事務局総務課

（2）日時

平成21年6月5日（金）から平成21年6月12日（金）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び日時等

（1）入札説明書及び仕様書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

和歌山市紀三井寺811番地1

和歌山県立医科大学事務局総務課情報管理班（管理棟3階）

イ 日時

3の（2）に同じ。

（2）（1）の アにより交付する入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、和歌山県立医科大学事務局総務課情報管理班に対して書面（ファクシミリを含む。）により平成21年6月19日（金）までに行うものとする。回答については、平成21年7月3日（金）までに全員に文書により行う。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

（1）一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりと

する。

ア 入札場所

和歌山市紀三井寺811番地1

和歌山県立医科大学管理棟2階 B・C会議室

イ 入札日時

平成21年7月17日（金）午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

オ 持参以外の方法により提出された入札書及び入札日時以外に提出した入札書等は、理由のいかんにかかわらず受理しないものとする。

（2）（1）の入札の執行に当たっては、入札参加者は、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）から競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

（1）入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

（2）入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

（3）入札保証金の納付方法、納付の免除等は、公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程第9条から第11条までの規定に定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

（1）契約を締結する者は、契約金額（単価契約分については別に定める年間見込み数量を乗じて得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

（2）契約保証金の納付方法、納付の免除等は公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程第31条から第33条までの規定に定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした

入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、法人より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、和歌山県において入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点でこの一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県立医科大学事務局総務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、別に定める予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

11 契約書の要 要

12 入札参加の申出手続及び入札参加資格要件の審査

(1) 資格審査申請書類及びその配布方法等

ア この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業概要書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(エ) 印鑑証明書

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、発行後3か月を経過していないもの。

a 消費税及び地方消費税

b 和歌山県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県税（全税目）

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(コ) 平成21年6月5日（金）から過去5か年において400床以上の大学附属病院での電子カルテシステムの受注

実績が確認できる書類

イ 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札の参加資格に関する審査を受け、「情報処理－システム分析・開発」、「情報処理－システム運用・保守」及び「情報処理－ハードウェア保守」のすべての業務種目に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は同要綱附則第4項の規定により、「情報処理－システム分析・開発」、「情報処理－システム運用・管理」及び「情報処理－ハードウェア保守」のすべての業務種目に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者については、当該入札参加資格者名簿に登載されていることを証する書面の写しを提出することにより、アの（イ）から（オ）まで及び（キ）に掲げる申請書類に代えることができる。

(2) 資格審査申請書類を交付する場所及び日時等

資格審査申請書類を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

和歌山市紀三井寺811番地1

和歌山県立医科大学事務局総務課情報管理班（管理棟3階）

イ 日時

3の（2）に同じ。

(3) 資格審査申請書類の受付期間

(1) のアに掲げる申請書類は、平成21年6月5日（金）から平成21年6月12日（金）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時までの間、(4)に掲げる場所で受け付ける。

(4) 資格審査申請書類の受付場所

和歌山県立医科大学事務局総務課情報管理班（管理棟3階）

和歌山市紀三井寺811番地1

郵便番号 641-8509

電話番号 073-441-0765

(5) 資格審査

公立大学法人和歌山県立医科大学一般競争入札資格審査委員会において、入札に参加しようとする者がこの一般競争入札に付する業務を履行する能力があるか否かを審査する。

(6) 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成21年6月26日（金）までに通知する。

(7) 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 競争入札参加資格がないと認められた者は、法人

に対してその理由について説明を求めることができる。

イ アの説明は、平成21年7月3日（金）までに書面により求めるものとする。

ウ イの書面は、持参又は書留郵便により（4）に掲げる場所へ提出するものとする。

エ 説明に対する回答については、平成21年7月10日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

13 その他

この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県立医科大学事務局総務課

(2) 所在地

和歌山市紀三井寺811番地1

郵便番号 641-8509

電話番号 073-441-0765

ファクシミリ番号 073-441-0767